

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表

令和元年

奈良市議会 6 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例（市長専決処分）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号） ・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（平成31年3月29日付市町村第1051号奈良県地域振興部長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止（附則第7条の3の2関係）</p> <p>住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を廃止する。</p> <p>2. 個人市民税の寄附金税額控除対象の見直し（第24条の2、附則第9条、第9条の2関係）</p> <p>ふるさと納税制度の見直しによる法改正に伴い、文言や条ずれの修正を行う。</p> <p>3. その他所要の改正</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	平成31年4月1日、令和元年6月1日	担当課	総務部 市民税課

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金_____を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には_____、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

現行	改正案
<p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</p>	
<p>3 第1項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項、附則第28条の2の2第1項又は附則第28条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項、附則第28条の2の2第1項又は附則第28条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附</p>

現行	改正案
<p>則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第3項の規定による申告書の提出(第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u> (以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。)を支出する際、<u>法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長</u> _____ に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>地方団体の長</u> に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で</p>	<p>則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2の規定により<u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第3項の規定による申告書の提出(第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)</u>に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u> (以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。)を支出する際、<u>法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金</u> を受領する<u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u> (次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>都道府県知事等</u> に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で</p>

現行	改正案
定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。	定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
4 略	4 略
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）<u>には</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
第10条の2 略	第10条の2 略
2～4 略	2～4 略
5 法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。	5 法附則第15条第19項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
6 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第43項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	8 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
9 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。	9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。
10 略	10 略
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の3 略	第10条の3 略
2～5 略	2～5 略

現行	改正案
<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>	<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>
<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>

現行	改正案
<p>(6) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土</p>	<p>(6) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土</p>

現行			改正案		
<p>地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）	第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
	略	略		略	略
略			略		
<p>（軽自動車税の税率の特例） 第22条 法附則第30条第1項</p>			<p>（軽自動車税の税率の特例） 第22条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分</p>		
<p>に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略			略		
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対す					

現行			改正案		
<p>る第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号	3,900円	1,000円			
	6,900円	1,800円			
	10,800円	2,700円			
	3,800円	1,000円			
	5,000円	1,300円			
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号	3,900円	2,000円			
	6,900円	3,500円			
	10,800円	5,400円			
	3,800円	1,900円			
	5,000円	2,500円			
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					

現行			改正案																	
第2号	3,900円	3,000円																		
	6,900円	5,200円																		
	10,800円	8,100円																		
	3,800円	2,900円																		
	5,000円	3,800円																		
<p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>			第2号	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第2号	3,900円	1,000円																		
	6,900円	1,800円																		
	10,800円	2,700円																		
	3,800円	1,000円																		
	5,000円	1,300円																		
<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車</p> <p>_____に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> </table>			第2号	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円									
第2号	3,900円	2,000円																		
	6,900円	3,500円																		

現行	改正案																	
<p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表の左欄</u>に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第23条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第28条の6 略</p> <p>2・3 略</p>		10,800円	5,400円															
		3,800円	1,900円															
		5,000円	2,500円															
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表の左欄</u>に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 715 2101 954"> <tr> <td data-bbox="1160 715 1451 762">第2号</td> <td data-bbox="1451 715 1765 762">3,900円</td> <td data-bbox="1765 715 2101 762">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 762 1451 810"></td> <td data-bbox="1451 762 1765 810">6,900円</td> <td data-bbox="1765 762 2101 810">5,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 810 1451 858"></td> <td data-bbox="1451 810 1765 858">10,800円</td> <td data-bbox="1765 810 2101 858">8,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 858 1451 906"></td> <td data-bbox="1451 858 1765 906">3,800円</td> <td data-bbox="1765 858 2101 906">2,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 906 1451 954"></td> <td data-bbox="1451 906 1765 954">5,000円</td> <td data-bbox="1765 906 2101 954">3,800円</td> </tr> </table> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第23条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第28条の6 略</p> <p>2・3 略</p>	第2号	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円		3,900円
第2号		3,900円	3,000円															
		6,900円	5,200円															
		10,800円	8,100円															
	3,800円	2,900円																
	5,000円	3,800円																
	6,900円	5,200円																
	10,800円	8,100円																
	3,800円	2,900円																
	5,000円	3,800円																

現行	改正案
<p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>仮換地等</u>（<u>以下この項において「仮換地等」という。</u>）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>仮換地等に</u>」<u>対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第18項の条例で定める割合</u>）</p>	<p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>特定仮換地等</u>（<u>以下この項において「特定仮換地等」という。</u>）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>特定仮換地等に</u>」<u>対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第19項の条例で定める割合</u>）</p>
<p>第28条の8 法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第18項</u>に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第43項の条例で定める割合</u>）</p>	<p>第28条の8 法附則第15条第19項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第44項の条例で定める割合</u>）</p>
<p>第28条の9 法附則第15条第43項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>第28条の9 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u>又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>	<p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで</u>、第27項、<u>第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例（市長専決処分）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号） ・介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 低所得者（第1段階、第2段階及び第3段階）に対する平成31年度及び令和2年度の各年度における保険料の軽減措置を強化する。（第4条第2項、第3項及び第4項関係）</p> <p>(1) 第1段階 26,300円（現行 31,600円）</p> <p>(2) 第2段階 40,300円（現行 49,100円）</p> <p>(3) 第3段階 47,300円（現行 49,100円）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年度分の保険料から公費を投入して、低所得者に対する負担軽減措置を図っている。 <p style="margin-left: 2em;">介護保険法施行令の一部改正により、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、更に負担の軽減の強化が行われることに伴い、当該軽減額について条例上規定の整備を行おうとするもの。</p>		
5 施行期日	平成31年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

奈良市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,600円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,300円</u>」とあるのは、「<u>40,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>26,300円</u>」とあるのは、「<u>47,300円</u>」と読み替えるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） 	4 制定改廃の概要	1. 奈良市バリアフリー基本構想推進協議会を奈良市移動等円滑化促進協議会に改め、その担任する事務に移動等円滑化促進方針に係る事務を加える。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市における移動等円滑化促進方針の作成及びその実施に係る連絡調整を行うため。 		
5 施行期日	令和元年9月1日	所管部課	福祉部 福祉政策課

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
	奈良市バリアフリー基本構想推進協議会	奈良市バリアフリー基本構想推進についての調査審議に関する事務		奈良市移動等円滑化促進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整に関する事務
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 元号を改める政令（平成31年政令第143号） 	4 制定改廃の概要	1. 本市の条例中、平成31年5月1日以降の日付の表記があるものについて、改元後の表記に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 上記の政令により、元号が「平成」から「令和」に改められたことから、本市の条例中の所要の文言整備を行うため。 		
5 施行期日	公布の日	担当課	総務部 法務ガバナンス課

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>6 略</p> <p>7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定の適用を受ける職員にあっては、同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成29年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成29年改正条例に伴う給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額を減る。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>6 略</p> <p>7 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定の適用を受ける職員にあっては、同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成29年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成29年改正条例に伴う給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額を減る。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。</p>

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>11 略</p> <p>12 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>11 略</p> <p>12 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。</p>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>5 略</p> <p>6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>5 略</p> <p>6 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、監査委員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、監査委員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</p>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （給料月額の特例）</p> <p>25 略</p> <p>26 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たっては、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成29年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成29年改正条例に伴う給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。</p>	<p>附 則 （給料月額の特例）</p> <p>25 略</p> <p>26 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たっては、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成29年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成29年改正条例に伴う給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。</p>

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （設備の基準の経過措置）</p> <p>第3条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「法施行日」という。）の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第9条第2項の規定は、適用しないことができる。</p> <p>（支援の単位の経過措置）</p> <p>第4条 法施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第10条第4項の規定は、適用しないことができる。</p>	<p>附 則 （設備の基準の経過措置）</p> <p>第3条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「法施行日」という。）の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、令和2年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第9条第2項の規定は、適用しないことができる。</p> <p>（支援の単位の経過措置）</p> <p>第4条 法施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、令和2年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第10条第4項の規定は、適用しないことができる。</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>5 略</p> <p>6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、管理者の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>5 略</p> <p>6 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、管理者の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</p>

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 (議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 平成31年4月から平成32年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>附 則 (議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 平成31年4月から令和2年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 (平成29年奈良市条例第21号) 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>附 則 (平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与条例第12条ただし書の規定は適用せず、改正後給与条例第13条第1項、第14条第1項及び第15条の規定の適用については、第13条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。））」と、「1人につき6,500円」とあるのは「8,500円」と、「3,500円）、前条第2号」とあるのは「5,500円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）にあつては3,500円）、同条第2号」と、「とする」とあるのは「、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（給料表8級職員及び給料表9級以上職員（以下「給料表8級以上職員」という。）にあつては、3,500円）とする」と、第14条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第15条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶</p>	<p>附 則 (令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後給与条例第12条ただし書の規定は適用せず、改正後給与条例第13条第1項、第14条第1項及び第15条の規定の適用については、第13条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。））」と、「1人につき6,500円」とあるのは「8,500円」と、「3,500円）、前条第2号」とあるのは「5,500円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）にあつては3,500円）、同条第2号」と、「とする」とあるのは「、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（給料表8級職員及び給料表9級以上職員（以下「給料表8級以上職員」という。）にあつては、3,500円）とする」と、第14条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第15条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶</p>

現行	改正案
<p>養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「第12条の2第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「給料表9級以上職員」とあるのは「給料表8級以上職員」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員」とあるのは「給料表9級以上職員」と、同項第5号中「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のもの」とあるのは「がある給料表8級以上職員以外の職員」と、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のもの」とあるのは「給料表9級以上職員」とする。</p>	<p>養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「第12条の2第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「給料表9級以上職員」とあるのは「給料表8級以上職員」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員」とあるのは「給料表9級以上職員」と、同項第5号中「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のもの」とあるのは「がある給料表8級以上職員以外の職員」と、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のもの」とあるのは「給料表9級以上職員」とする。</p>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 (平成31年奈良市条例第4号) 新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正案
<p>附 則 (平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)</p> <p>4 <u>平成31年6月</u>及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額(市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の16.7を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。</p> <p>(平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)</p> <p>5 <u>平成32年6月</u>及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額(市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の8.4を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。</p>	<p>附 則 (令和元年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)</p> <p>4 <u>令和元年6月</u>及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額(市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の16.7を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。</p> <p>(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)</p> <p>5 <u>令和2年6月</u>及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額(市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の8.4を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。</p>

奈良市税条例 新旧対照表 (第5条による改正)

現行	改正案
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>附 則</p> <p>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>附 則</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1</p>

現行	改正案
<p>項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2・3 略 （土地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p>	<p>2・3 略 （土地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p>
<p>第 11 条 略 （平成 31 年度又は平成 32 年度における土地の価格の特例）</p>	<p>第 11 条 略 （令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例）</p>
<p>第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 67 条の規定にかかわらず、平成 31 年度分又は平成 32 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 67 条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和 2 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であつて、平成 32 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 67 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であつて、令和 2 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 67 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>
<p>第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該</p>	<p>第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該</p>

現行	改正案
<p>年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>	<p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>

現行	改正案
る固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	る固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3（法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。 （農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）	第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3（法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。 （農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第 13 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年	第 13 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年

現行	改正案
<p>度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例）</p>
<p>第 14 条 略</p>	<p>第 14 条 略</p>
<p>第 15 条 市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>第 15 条 市街化区域農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資</p>

現行	改正案
<p>産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、 法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地 であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該 固定資産税額とする。</p>	<p>産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、 法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地 であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該 固定資産税額とする。</p>
<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p>	<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p>
<p>第19条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる 宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条 又は法附則第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する 平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、 第133条第1号及び第136条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に 規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>第19条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる 宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条 又は法附則第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する 平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、 第133条第1号及び第136条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に 規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年 1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別 土地保有税については、第133条第2号中「不動産取得税の課税標準となる べき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11 条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべ き価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項 に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附 則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年 1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別 土地保有税については、第133条第2号中「不動産取得税の課税標準となる べき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11 条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべ き価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項 に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附 則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p>
<p>第22条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段</p>	<p>第22条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段</p>

現行	改正案
<p>の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽</p>

現行	改正案
<p>自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第 26 条 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>第 26 条 昭和 63 年度から令和 2 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 2 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>

現行	改正案
<p>3 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第 28 条の 6 略</p> <p>2 法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から平成 33 年度までの各年度分の固定資産税については、第 82 条の 2 の規定は、適用しない。</p> <p>3・4 略 （個人の市民税の税率の特例等）</p> <p>第 28 条の 7 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。 （宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第 29 条 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>3 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第 28 条の 6 略</p> <p>2 法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から令和 3 年度までの各年度分の固定資産税については、第 82 条の 2 の規定は、適用しない。</p> <p>3・4 略 （個人の市民税の税率の特例等）</p> <p>第 28 条の 7 平成 26 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。 （宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第 29 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>

現行	改正案
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>

現行	改正案
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>第 29 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しない。 （農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>第 29 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しない。 （農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>第 30 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>第 30 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）、法附則第 15 条又は法附則第 15 条の 3 の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の</p>	<p>（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の</p>

現行	改正案
<p>特例) 第31条 略 第32条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>特例) 第31条 略 第32条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>

奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号） 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、奈良市税条例第104条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 略</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p>	<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、奈良市税条例第104条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 略</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p>

現行			改正案		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>		平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>
略			略		

奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第9号） 新旧対照表（第7条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u> （市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第2条の規定による改正後の奈良市税条例（附則第4条において「<u>31年新条例</u>」という。）第23条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u> （市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第2条の規定による改正後の奈良市税条例（附則第4条において「<u>元年新条例</u>」という。）第23条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

奈良市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年奈良市条例第 33 号） 新旧対照表（第 8 条による改正）

現行	改正案
<p data-bbox="203 276 506 352">附 則 （市民税に関する経過措置）</p> <p data-bbox="120 368 266 400">第 2 条 略</p> <p data-bbox="120 416 1133 539">2 前条ただし書に掲げる改正規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 31 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="120 555 210 587">3 略</p>	<p data-bbox="1216 276 1518 352">附 則 （市民税に関する経過措置）</p> <p data-bbox="1133 368 1279 400">第 2 条 略</p> <p data-bbox="1133 416 2148 539">2 前条ただし書に掲げる改正規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="1133 555 1223 587">3 略</p>

奈良市税条例の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第36号） 新旧対照表（第9条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に掲げる施設又は設備に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>5 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される新法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>	<p>附 則 （固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に掲げる施設又は設備に対して課すべき令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>5 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される新法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>

奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第41号） 新旧対照表（第10条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 第2条中奈良市税条例第103条第3項の改正規定及び第7条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>（5） 第1条中奈良市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>（6） 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>（7） 第1条中奈良市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第21条及び第24条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>（8） 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>（9） 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 第2条中奈良市税条例第103条第3項の改正規定及び第7条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>（5） 第1条中奈良市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>（6） 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>（7） 第1条中奈良市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第21条及び第24条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>（8） 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>（9） 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）</p>

現行	改正案
<p>第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第88条の7第1項の申告書、第107条第1項」とあるのは、「第107条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>	<p>第7条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第88条の7第1項の申告書、第107条第1項」とあるのは、「第107条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>
<p>第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>	<p>第9条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>
<p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p>
<p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の奈良市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第10条、第107条第4項及び第5項、第109条</p>	<p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の奈良市税条例(以下この項及び次項において「2年新条例」という。)第10条、第107条第4項及び第5項、第109条</p>

現行	改正案
<p>の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>5 <u>32年新条例</u>第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>	<p>5 <u>2年新条例</u>第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>
<p>第11条 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たば</p>	<p>第11条 <u>令和3年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たば</p>

現行	改正案
<p>こ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の奈良市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>こ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の奈良市税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>5 33年新条例第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>5 3年新条例第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>

奈良市税条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第24号） 新旧対照表（第11条による改正）

現行			改正案		
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、奈良市税条例第24条の2の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、<u>平成31年6月1日</u>から施行する。</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第24条の2並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成31年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第24条の2第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、<u>平成32年度</u>分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、奈良市税条例第24条の2の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、<u>令和元年6月1日</u>から施行する。</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第24条の2並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第24条の2第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、<u>令和2年度</u>分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第24条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	第24条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附	附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附

現行			改正案		
		金（平成31年6月1日 前に支出したものに限 る。）			金（令和元年6月1日 前に支出したものに限 る。）
	送付	送付又は奈良市税条例 の一部を改正する条例 （平成31年奈良市条例 第24号）附則第2条第 4項の規定によりなお 従前の例によることと される同条例による改 正前の奈良市税条例附 則第9条第3項の規定 による同条第1項に規 定する申告特例通知書 の送付		送付	送付又は奈良市税条例 の一部を改正する条例 （平成31年奈良市条例 第24号）附則第2条第 4項の規定によりなお 従前の例によることと される同条例による改 正前の奈良市税条例附 則第9条第3項の規定 による同条第1項に規 定する申告特例通知書 の送付

4 略

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、

4 略

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、

現行	改正案
なお従前の例による。 2 略	なお従前の例による。 2 略

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第16号） 新旧対照表（第12条による改正）

現行	改正案
附 則 （施行期日） 1 この条例は、 <u>平成31年8月1日</u> から施行する。	附 則 （施行期日） 1 この条例は、 <u>令和元年8月1日</u> から施行する。

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第56号） 新旧対照表（第13条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、<u>令和元年10月1日</u>以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。</p>

奈良市介護保険条例 新旧対照表（第14条による改正）

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,300円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,300円」とあるのは、「40,300円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,300円」とあるのは、「47,300円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,300円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,300円」とあるのは、「40,300円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,300円」とあるのは、「47,300円」と読み替えるものとする。</p>

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第25号） 新旧対照表（第15条による改正）

現行	改正案
<p data-bbox="165 284 309 363">附 則 （経過措置）</p> <p data-bbox="120 379 1131 501">第2条 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条の規定は、<u>平成31年度分</u>の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="1176 284 1319 363">附 則 （経過措置）</p> <p data-bbox="1131 379 2134 501">第2条 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条の規定は、<u>令和元年度分</u>の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表（第16条による改正）

現行			改正案		
別表			別表		
名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間	名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
特定非営利活動法人奈良 芸能文化協会	略	平成30年10月1日から平 成35年9月30日まで	特定非営利活動法人奈良 芸能文化協会	略	平成30年10月1日から令 和5年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良 NPOセンター	略	平成27年1月1日から平 成32年9月30日まで	特定非営利活動法人奈良 NPOセンター	略	平成27年1月1日から令 和2年9月30日まで
特定非営利活動法人国際 交流ならふれあいの会	略	平成27年1月1日から平 成32年9月30日まで	特定非営利活動法人国際 交流ならふれあいの会	略	平成27年1月1日から令 和2年9月30日まで
特定非営利活動法人近畿 介助犬協会	略	平成27年1月1日から平 成32年9月30日まで	特定非営利活動法人近畿 介助犬協会	略	平成27年1月1日から令 和2年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良 クラブ	略	平成27年1月1日から平 成32年9月30日まで	特定非営利活動法人奈良 クラブ	略	平成27年1月1日から令 和2年9月30日まで
特定非営利活動法人チョ ウタリィの会	略	平成28年1月1日から平 成33年9月30日まで	特定非営利活動法人チョ ウタリィの会	略	平成28年1月1日から令 和3年9月30日まで

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第20号） 新旧対照表（第17条による改正）

現行	改正案
附 則 （施行期日） 1 この条例は、 <u>平成31年6月1日</u> から施行する。	附 則 （施行期日） 1 この条例は、 <u>令和元年6月1日</u> から施行する。

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第25号） 新旧対照表（第18条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項若しくは第7項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第7項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定による家賃の額を超える場合にあつては新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項若しくは第7項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第7項の規定による家賃の額から旧条例第3条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第3条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定に</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者の平成28年度から令和6年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項若しくは第7項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第7項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定による家賃の額を超える場合にあつては新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項若しくは第7項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第7項の規定による家賃の額から旧条例第3条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第3条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定に</p>

現行		改正案	
よる住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。		よる住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。	
年度の区分	負担調整率	年度の区分	負担調整率
平成28年度	0.1	平成28年度	0.1
平成29年度	0.2	平成29年度	0.2
平成30年度	0.3	平成30年度	0.3
平成31年度	0.4	令和元年度	0.4
平成32年度	0.5	令和2年度	0.5
平成33年度	0.6	令和3年度	0.6
平成34年度	0.7	令和4年度	0.7
平成35年度	0.8	令和5年度	0.8
平成36年度	0.9	令和6年度	0.9
5・6 略		5・6 略	

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第26号） 新旧対照表（第19条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成28年4月1日において現にコミュニティ住宅に入居している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項又は第7項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項又は第7項の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、新条例別表第1のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額に旧条例第6条第4項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とし、新条例別表第2のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項に</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成28年4月1日において現にコミュニティ住宅に入居している者の平成28年度から令和6年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項又は第7項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項又は第7項の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、新条例別表第1のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額に旧条例第6条第4項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とし、新条例別表第2のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項に</p>

現行	改正案																																								
<p>において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあつては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="174 833 1079 1321"> <thead> <tr> <th>年度の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成28年度</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>平成33年度</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>平成34年度</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>平成35年度</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>平成36年度</td><td>0.9</td></tr> </tbody> </table>	年度の区分	負担調整率	平成28年度	0.1	平成29年度	0.2	平成30年度	0.3	平成31年度	0.4	平成32年度	0.5	平成33年度	0.6	平成34年度	0.7	平成35年度	0.8	平成36年度	0.9	<p>において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあつては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1191 833 2096 1321"> <thead> <tr> <th>年度の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成28年度</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>0.9</td></tr> </tbody> </table>	年度の区分	負担調整率	平成28年度	0.1	平成29年度	0.2	平成30年度	0.3	令和元年度	0.4	令和2年度	0.5	令和3年度	0.6	令和4年度	0.7	令和5年度	0.8	令和6年度	0.9
年度の区分	負担調整率																																								
平成28年度	0.1																																								
平成29年度	0.2																																								
平成30年度	0.3																																								
平成31年度	0.4																																								
平成32年度	0.5																																								
平成33年度	0.6																																								
平成34年度	0.7																																								
平成35年度	0.8																																								
平成36年度	0.9																																								
年度の区分	負担調整率																																								
平成28年度	0.1																																								
平成29年度	0.2																																								
平成30年度	0.3																																								
令和元年度	0.4																																								
令和2年度	0.5																																								
令和3年度	0.6																																								
令和4年度	0.7																																								
令和5年度	0.8																																								
令和6年度	0.9																																								
5～8 略	5～8 略																																								

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第21号） 新旧対照表（第20条による改正）

現行	改正案
附 則 この条例は、 <u>平成31年7月1日</u> から施行する。	附 則 この条例は、 <u>令和元年7月1日</u> から施行する。

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第22号） 新旧対照表（第21条による改正）

現行	改正案
附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、 <u>平成32年4月1日</u> から施行する。	附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、 <u>令和2年4月1日</u> から施行する。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号） 	4 制定改廃の概要	1. 報酬の額について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正内容に準じて改正する。（別表第1関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、選挙長、投開票の管理者及び立会人の報酬額について、本市の条例も国の基準額の改定にあわせて一部を改正するため。 		
5 施行期日	公布の日	担当課	選挙管理委員会事務局

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行		改正案	
別表第1（第2条・第3条関係） 報酬額		別表第1（第2条・第3条関係） 報酬額	
支給区分	報酬額	支給区分	報酬額
略	略	略	略
選挙長	選挙1回につき <u>10,600円</u>	選挙長	選挙1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,100円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>
開票管理者	選挙1回につき <u>10,600円</u>	開票管理者	選挙1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>10,700円</u>	投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,500円</u>	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u>
開票立会人	選挙1回につき <u>8,800円</u>	開票立会人	選挙1回につき <u>8,900円</u>
選挙立会人	選挙1回につき <u>8,800円</u>	選挙立会人	選挙1回につき <u>8,900円</u>
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市森林活性化推進基金条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号） ・ 平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について（平成31年1月24日総務省自治税務局事務連絡） 	4 制定改廃の概要	1. 森林環境譲与税を本市の森林活性化の推進に関する費用に充てるため、奈良市森林活性化推進基金を設置する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律の制定により、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。これに伴い、平成31年度から森林環境譲与税が国から交付されるため、本市の森林整備等の費用として積み立てる必要があることから、新たに基金条例を制定する。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	観光経済部 農政課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号） ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奈良市行政財産使用料条例の一部改正（第1条による改正） <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政財産使用料の算定において評価額や使用面積に乗じる料率を改める。 2. 奈良市水道事業給水条例の一部改正（第2条による改正） <ol style="list-style-type: none"> (1) 水道料金、再開手数料、水道施設加算分担金及び水道施設分担金に係る消費税及び地方消費税の合算税率を「100分の108」から「100分の110」に改める。 3. 奈良市下水道条例の一部改正（第3条による改正） <ol style="list-style-type: none"> (1) 下水道使用料に係る消費税及び地方消費税の合算税率を「100分の108」から「100分の110」に改める。 4. 奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正（第4条による改正） <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業集落排水処理施設使用料に係る消費税及び地方消費税の合算税率を「100分の108」から「100分の110」に改める。 5. 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第5条による改正） <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費税の課税対象となる一般診療に係る利用料金に係る消費税及び地方消費税の合算税率を「100分の108」から「100分の110」に改める。（第11条関係） (2) 保険外併用療養費（医科）、入院特別室利用料（助産の場合以外）及び診断書料等の額について、引き上げられる消費税の額に相当する額を加算した額に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税法等の一部改正により、令和元年10月1日より消費税率が、8%から10%に引き上げられることを受け、消費税改定に合わせた料金改定を行う。 		
5 施行期日	令和元年10月1日	所管部課	総務部 資産経営課、健康医療部 医療政策課、企業局 経営部 企業出納課、事業部 給排水課

奈良市行政財産使用料条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(使用料算定基準)</p> <p>第4条 土地又は建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に、土地については<u>100分の4.32</u> (土地のみの使用で使用期間が1月以上のものにあつては100分の4)、建物については<u>100分の7.56</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(使用料算定基準)</p> <p>第4条 土地又は建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に、土地については<u>100分の4.4</u> (土地のみの使用で使用期間が1月以上のものにあつては100分の4)、建物については<u>100分の7.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2～4 略</p>

奈良市水道事業給水条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(構造及び材質)</p> <p>第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号) <u>第5条</u>の基準及び管理者が別に定める基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、次条の規定に該当する場合を除き、次に掲げる料金の合計額 <u>に100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(特別料金)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 メーターに直結していない私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するとき(使用時間は5分以内とする。)の料金は、消火栓1個について330円 <u>に100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 工事用その他臨時の用途に使用する場合における料金の額は、1立方メートルにつき500円以内で管理者が定める額により計算した額 <u>に100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(加算分担金)</p> <p>第31条の3 略</p> <p>2 加算分担金の額は、600,000円 <u>に100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(構造及び材質)</p> <p>第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号) <u>第6条</u>の基準及び管理者が別に定める基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、次条の規定に該当する場合を除き、次に掲げる料金の合計額 <u>に100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(特別料金)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 メーターに直結していない私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するとき(使用時間は5分以内とする。)の料金は、消火栓1個について330円 <u>に100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 工事用その他臨時の用途に使用する場合における料金の額は、1立方メートルにつき500円以内で管理者が定める額により計算した額 <u>に100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(加算分担金)</p> <p>第31条の3 略</p> <p>2 加算分担金の額は、600,000円 <u>に100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p>

現行	改正案																																								
<p>3 略 (停水処分)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の給水停止処分を受けた者が給水の再開を受けようとするときは、給水再開手数料として、5,000円以内で管理者が別に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を納付しなければならない。</p> <p>別表第3 (第31条関係)</p>	<p>3 略 (停水処分)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の給水停止処分を受けた者が給水の再開を受けようとするときは、給水再開手数料として、5,000円以内で管理者が別に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を納付しなければならない。</p> <p>別表第3 (第31条関係)</p>																																								
<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>13ミリメートル</td><td><u>106,920円</u></td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td><u>205,200円</u></td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td><u>345,600円</u></td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td><u>1,096,200円</u></td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td><u>2,014,200円</u></td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td><u>5,167,800円</u></td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td><u>10,692,000円</u></td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td><u>28,512,000円</u></td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table>	略		13ミリメートル	<u>106,920円</u>	20ミリメートル	<u>205,200円</u>	25ミリメートル	<u>345,600円</u>	40ミリメートル	<u>1,096,200円</u>	50ミリメートル	<u>2,014,200円</u>	75ミリメートル	<u>5,167,800円</u>	100ミリメートル	<u>10,692,000円</u>	150ミリメートル	<u>28,512,000円</u>	略		<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>13ミリメートル</td><td><u>108,900円</u></td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td><u>209,000円</u></td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td><u>352,000円</u></td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td><u>1,116,500円</u></td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td><u>2,051,500円</u></td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td><u>5,263,500円</u></td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td><u>10,890,000円</u></td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td><u>29,040,000円</u></td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table>	略		13ミリメートル	<u>108,900円</u>	20ミリメートル	<u>209,000円</u>	25ミリメートル	<u>352,000円</u>	40ミリメートル	<u>1,116,500円</u>	50ミリメートル	<u>2,051,500円</u>	75ミリメートル	<u>5,263,500円</u>	100ミリメートル	<u>10,890,000円</u>	150ミリメートル	<u>29,040,000円</u>	略	
略																																									
13ミリメートル	<u>106,920円</u>																																								
20ミリメートル	<u>205,200円</u>																																								
25ミリメートル	<u>345,600円</u>																																								
40ミリメートル	<u>1,096,200円</u>																																								
50ミリメートル	<u>2,014,200円</u>																																								
75ミリメートル	<u>5,167,800円</u>																																								
100ミリメートル	<u>10,692,000円</u>																																								
150ミリメートル	<u>28,512,000円</u>																																								
略																																									
略																																									
13ミリメートル	<u>108,900円</u>																																								
20ミリメートル	<u>209,000円</u>																																								
25ミリメートル	<u>352,000円</u>																																								
40ミリメートル	<u>1,116,500円</u>																																								
50ミリメートル	<u>2,051,500円</u>																																								
75ミリメートル	<u>5,263,500円</u>																																								
100ミリメートル	<u>10,890,000円</u>																																								
150ミリメートル	<u>29,040,000円</u>																																								
略																																									

奈良市下水道条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(使用料)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる排水区分に応じ、当該各号に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる排水区分に応じ、当該各号に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>

奈良市農業集落排水処理施設条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(使用料)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の使用料の額は、別表の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の使用料の額は、別表の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案																																												
<p>(利用料金の額)</p> <p>第11条 市立奈良病院で徴収する利用料金の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般診療（次号から第3号まで及び別表第1の左欄に掲げる診療以外の診療をいう。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保険外併用療養費（医科）</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: right;">810円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">入院特別室利用料</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">その他の場合</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">特室</td> <td style="vertical-align: middle;">1日につき 市内に住 所を有す る者</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">12,960円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">上記以外 の者</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">19,440円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">緩和 ケア</td> <td style="vertical-align: middle;">市内に住 所を有す</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">12,960円</td> </tr> </tbody> </table>	種別		単位	金額	保険外併用療養費（医科）		1回につき	810円	略		略	略	入院特別室利用料	その他の場合	特室	1日につき 市内に住 所を有す る者	12,960円	上記以外 の者	19,440円	緩和 ケア	市内に住 所を有す	12,960円	<p>(利用料金の額)</p> <p>第11条 市立奈良病院で徴収する利用料金の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般診療（次号から第3号まで及び別表第1の左欄に掲げる診療以外の診療をいう。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保険外併用療養費（医科）</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: right;">825円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">入院特別室利用料</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">その他の場合</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">特室</td> <td style="vertical-align: middle;">1日につき 市内に住 所を有す る者</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">13,200円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">上記以外 の者</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">19,800円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">緩和 ケア</td> <td style="vertical-align: middle;">市内に住 所を有す</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">13,200円</td> </tr> </tbody> </table>	種別		単位	金額	保険外併用療養費（医科）		1回につき	825円	略		略	略	入院特別室利用料	その他の場合	特室	1日につき 市内に住 所を有す る者	13,200円	上記以外 の者	19,800円	緩和 ケア	市内に住 所を有す	13,200円
種別		単位	金額																																										
保険外併用療養費（医科）		1回につき	810円																																										
略		略	略																																										
入院特別室利用料	その他の場合	特室	1日につき 市内に住 所を有す る者	12,960円																																									
			上記以外 の者	19,440円																																									
	緩和 ケア	市内に住 所を有す	12,960円																																										
種別		単位	金額																																										
保険外併用療養費（医科）		1回につき	825円																																										
略		略	略																																										
入院特別室利用料	その他の場合	特室	1日につき 市内に住 所を有す る者	13,200円																																									
			上記以外 の者	19,800円																																									
	緩和 ケア	市内に住 所を有す	13,200円																																										

現行						改正案					
			病床	1日につき	る者		病床	1日につき	る者		
					上記以外の者	19,440円			上記以外の者	19,800円	
			1床室	1日につき	市内に住所を有する者	8,640円	1床室	1日につき	市内に住所を有する者	8,800円	
					上記以外の者	12,960円			上記以外の者	13,200円	
			2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,240円	2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,300円	
					上記以外の者	4,860円			上記以外の者	4,950円	
略			略			略			略		
備考 略						備考 略					

別表第3（第11条関係）

種別	単位	金額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る診断書	1通につき	1,620円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1通につき	5,400円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1通につき	4,320円
年金受給関係診断書	1通につき	5,400円
生命保険関係診断書	1通につき	5,400円
出生証明書	1通につき	3,240円
死亡診断書	1通につき	3,240円

別表第3（第11条関係）

種別	単位	金額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る診断書	1通につき	1,650円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1通につき	5,500円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1通につき	4,400円
年金受給関係診断書	1通につき	5,500円
生命保険関係診断書	1通につき	5,500円
出生証明書	1通につき	3,300円
死亡診断書	1通につき	3,300円

現行				改正案			
健康診断書		1 通につき	3,240円	健康診断書		1 通につき	3,300円
身体障害者等級認定に係る診断書		1 通につき	5,400円	身体障害者等級認定に係る診断書		1 通につき	5,500円
診療費支払証明書		1 通につき	1,080円	診療費支払証明書		1 通につき	1,100円
入院証明書		1 通につき	5,400円	入院証明書		1 通につき	5,500円
通院証明書		1 通につき	3,240円	通院証明書		1 通につき	3,300円
登校又は登園の許可に係る診断書		1 通につき	2,160円	登校又は登園の許可に係る診断書		1 通につき	2,200円
医療費控除申請に係るおむつ使用証明書		1 通につき	1,080円	医療費控除申請に係るおむつ使用証明書		1 通につき	1,100円
一般診断書	様式持参の場合	1 通につき	3,240円	一般診断書	様式持参の場合	1 通につき	3,300円
	その他の場合	1 通につき	2,160円		その他の場合	1 通につき	2,200円
診察券再発行		1 件につき	108円	診察券再発行		1 件につき	110円
略		略		略		略	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号) 	4 制定改廃の概要	<p>1. 手数料の項目及び額について以下のように定める。(別表関係)</p> <p>(1) 1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料 1件につき 27,000円</p> <p>(2) 1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更手数料 1件につき 27,000円</p> <p>(3) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物の特例許可申請手数料 期間が3月以内 1件につき 60,000円 期間が3月を超える 1件につき120,000円</p> <p>(4) 建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する建築物の特例許可申請手数料 1件につき160,000円</p> <p>2. その他所要の文言整理</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の用途変更を含む工事における全体計画認定(変更を含む。)申請手数料の整備を行うため。 ・ 建築物の用途変更をして一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料の整備を行うため。 		
5 施行期日	公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日	担当課	都市整備部 建築指導課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
36	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する確認若しくは同条において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する通知若	略	36	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する確認若しくは同条において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する通知若	略

現行				改正案			
		しくは同条において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する通知に対する審査				しくは同条において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する通知に対する審査	
略	略	略	略	略	略	略	略
39	建築設備に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査若しくは同条において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知若しくは同条において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査通知に対する検査（第42項に規定するものを除く。）	略	39	建築設備に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査若しくは同条において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知若しくは同条において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査通知に対する検査（第42項に規定するものを除く。）	略
略	略	略	略	略	略	略	略
42	中間検査を経	建築基準法第7条の3第1項の	略	42	中間検査を経	建築基準法第7条の3第1項の	略

現行				改正案			
	た昇降機に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	特定工程に係る建築物について、同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知に対する検査			た昇降機に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	特定工程に係る建築物について、同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知に対する検査	
略	略	略	略	略	略	略	略
44	建築設備に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく中間検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条にお	略	44	建築設備に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく中間検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条にお	略

現行				改正案			
		いて準用する同法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する中間検査通知に対する検査				いて準用する同法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する中間検査通知に対する検査	
略	略	略	略	略	略	略	略
46	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	略	46	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
54の2	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	建築基準法第53条第4項____の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	略	54の2	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	略
55	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	略	55	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略

現行				改正案			
65	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の特例の許可の申請に対する審査	略	65	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	建築基準法第67条第3項第2号の____の規定に基づく建築物の敷地面積の特例の許可の申請に対する審査	略
65の2	特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	建築基準法第67条の3第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査	略	65の2	特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	建築基準法第67条第5項第2号の____の規定に基づく建築物の壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査	略
65の3	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さの許可申請手数料	建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さの許可の申請に対する審査	略	65の3	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さの許可申請手数料	建築基準法第67条第9項第2号の____の規定に基づく建築物の間口率及び高さの許可の申請に対する審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
76の3	1の既存不適格建築物の増築等を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請手数料	略	略	76の3	1の既存不適格建築物の増築等を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請手数料	略	略

現行				改正案			
					料		
				76の3の2	1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
				76の3の3	1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請手数料	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請に対する審査	1件につき 27,000円
				76の3の4	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 60,000円
						興行場等として使用する期間が3月以内の場合	
						興行場等として使用する期間が3月を超える場合	1件につき 120,000円
				76の3	建築物の用途	建築基準法第87条の3第6項の	1件につき

現行				改正案			
				3の	を変更して特	規定に基づく建築物の用途を変更	160,000円
				5	別興行場等と	して特別興行場等として使用する	
					して使用する	建築物の特例の許可の申請に対す	
					建築物の特例	る審査	
					許可申請手数料		
					料		
略				略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置（第 29 条の 2、第 29 条の 3 関係）</p> <p>児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）を、個人市民税の非課税措置の対象に加える。</p> <p>2. 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減（附則第 21 条の 5 関係）</p> <p>令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した乗用車（自家用）に係る軽自動車税環境性能割について、税率 1%分を軽減する。</p> <p>3. グリーン化特例の適用期限の延長等（附則第 22 条関係）</p> <p>軽自動車税のグリーン化特例について、現行の条件で適用期限を 2 年延長する。また、令和 3 年度及び令和 4 年度に新規取得した軽自動車について、現行のグリーン化特例の対象としている乗用車（自家用）のうち、電気自動車及び天然ガス自動車に限った特例措置（取得の翌年度のみ税率を概ね 7.5%軽減）を講じる。</p> <p>4. その他所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	令和元年 10 月 1 日ほか	担当課	総務部 市民税課

奈良市税条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p>
<p><u>6～8 略</u></p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の<u>給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p><u>7～9 略</u></p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する<u>給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2～5 略</p>
<p>第29条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p>	<p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項</p>

現行	改正案
<p>(以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の</p>	<p>において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。) を有する者若しくは単身児童扶養者である者</p>
<p>から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p>
<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>

現行	改正案
<p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第30条 市民税の納税義務者が第28条第1項若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第19条 略</p> <p>第20条 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条 略</p>	<p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第30条 市民税の納税義務者が第28条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第19条 略</p> <p>第20条 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第20条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第21条の5第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>

現行	改正案
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の5 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第22条 法附則第30条_____に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定_____</p>	<p>3 <u>県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第21条の3の規定により読み替えられた第88条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の5 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>2 略</p> <p>3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第88条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定_(次項から第4項</p>

現行	改正案															
<p>_____を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>_____までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
<p>略</p>	<p>略</p>															
	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1151 756 1451 804">第2号</td> <td data-bbox="1451 756 1765 804">3,900円</td> <td data-bbox="1765 756 2114 804">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1451 804 1765 852">6,900円</td> <td data-bbox="1765 804 2114 852">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1451 852 1765 900">10,800円</td> <td data-bbox="1765 852 2114 900">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1451 900 1765 948">3,800円</td> <td data-bbox="1765 900 2114 948">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1451 948 1765 995">5,000円</td> <td data-bbox="1765 948 2114 995">1,300円</td> </tr> </table>	第2号	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第2号	3,900円	1,000円														
	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1151 1417 1451 1461">第2号</td> <td data-bbox="1451 1417 1765 1461">3,900円</td> <td data-bbox="1765 1417 2114 1461">2,000円</td> </tr> </table>	第2号	3,900円	2,000円												
第2号	3,900円	2,000円														

現行	改正案			
<p>第23条 削除</p>		6,900円	3,500円	
		10,800円	5,400円	
		3,800円	1,900円	
		5,000円	2,500円	
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第2号	3,900円	3,000円
		6,900円	5,200円	
		10,800円	8,100円	
		3,800円	2,900円	
		5,000円	3,800円	
	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当</p>		

現行	改正案
	<p><u>該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>

奈良市税条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案		
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 _____ (これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="138 1082 1099 1129"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2～4 略</p>	略	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u> (これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 1082 2116 1129"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄</u></p>	略
略			
略			

現行	改正案
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p>

奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第9号） 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案								
<p>(奈良市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附則第21条の次に次の4条を加える。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については_____、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第22条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する</p> <hr/> <p>_____」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> </table> <p>(後略)</p>	略	略	略	略	<p>(奈良市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附則第21条の次に次の4条を加える。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第22条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> </table> <p>(後略)</p>	略	略	略	略
略	略								
略	略								
略	略								
略	略								

奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第41号） 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第45条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第47条の3第2項」を「第47条の3第4項」に改め、同項を第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>第45条に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の</p>	<p>第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第45条第1項中「による申告書」の次に「（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第47条の3第2項」を「第47条の3第4項」に改め、同項を第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>第45条に次の8項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の</p>

現行	改正案
<p>規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項_____において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、_____法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項<u>及び第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法_____により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p>13 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u>と認められる場合において、<u>同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p>
(中略)	(中略)
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 第1条中奈良市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第1項の</p>	<p>(5) 第1条中奈良市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第1項の</p>

現行	改正案
<p>改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日 (6)～(10) 略 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略 2・3 略</p> <p>4 新条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日 (6)～(10) 略 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略 2・3 略</p> <p>4 新条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市児童館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 児童館について、指定管理者制度を導入する。（第3条の2関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在直営としている児童館に指定管理者制度を導入し、児童館の設置目的に照らした効果的、効率的な施設運営を可能とするため。 		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課

奈良市児童館条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 児童館は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 児童の人権・同和学習に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 児童のグループ活動の育成に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) その他児童の健全育成のための諸事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 児童館においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童の健全な遊びの場の提供に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 児童の遊びの指導に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 児童のクラブ活動の育成指導に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 子育て支援に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) その他児童館の設置目的を達成するために必要な事業 (指定管理者)</p> <p>第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる児童館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) 前条に規定する事業の実施に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 児童館の使用承認及び使用制限に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 児童館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) その他市長が定める<u>こと。</u></p> <p>2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、児童館を管理しなければならない。 (開館時間)</p> <p>第3条の3 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日（次条第1項第1号に掲げる土曜日を除く。）は、午前9時から午後0時30分まで）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。 (休館日)</p>

現行	改正案
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 児童館を使用しようとする者は、<u>市長の許可</u>を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 <u>市長は</u>、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の使用の許可を取り消し、又は使用の制限をすることができる。</p> <p>(1) <u>市長の指示に従わなかつたとき。</u></p> <p>(2) <u>その他管理上支障があると市長が認めたとき。</u></p>	<p>第3条の4 <u>児童館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日並びに第1土曜日及び第3土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第4条 児童館を使用しようとする者は、<u>あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また同様とする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の承認に際し、児童館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</u></p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第4条の2 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>施設等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。</u></p> <p>(使用承認の変更等)</p> <p>第5条 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不相当と認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上市長が特に必要と認</u></p>

現行	改正案
	<p><u>めたとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第6条 <u>児童館の使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>(使用者の義務)</u></p> <p>第7条 <u>第4条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。</u></p> <p><u>(使用権の譲渡等の禁止)</u></p> <p>第8条 <u>使用者は、児童館を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第9条 <u>児童館を使用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(行為の禁止)</u></p> <p>第10条 <u>児童館を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。</u></p> <p>(2) <u>他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。</u></p> <p>(3) <u>承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。</u></p> <p>(4) <u>承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。</u></p> <p>(5) <u>指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。</u></p>

現行	改正案
<p>(委任) 第6条 略</p>	<p>(入館の禁止等) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。 (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者 (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者 (委任) 第12条 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 第2条の表から、奈良市古市西共同浴場の項を削る。
3 制定改廃 の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・古市西共同浴場について、老朽化にともない、同浴場を廃止することとしたため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 人権政策課

奈良市共同浴場条例 新旧対照表

現行	改正案										
(名称及び位置)	(名称及び位置)										
第2条 共同浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 共同浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。										
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="159 389 501 435">名称</th><th data-bbox="501 389 1061 435">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="159 435 501 485">奈良市東之阪共同浴場</td><td data-bbox="501 435 1061 485">奈良市東之阪町14番地の4</td></tr><tr><td data-bbox="159 485 501 536">奈良市古市西共同浴場</td><td data-bbox="501 485 1061 536">奈良市古市町1,503番地の1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4	奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1,503番地の1	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1167 389 1509 435">名称</th><th data-bbox="1509 389 2069 435">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1167 435 1509 485">奈良市東之阪共同浴場</td><td data-bbox="1509 435 2069 485">奈良市東之阪町14番地の4</td></tr></tbody></table>	名称	位置	奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4
名称	位置										
奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4										
奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1,503番地の1										
名称	位置										
奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4										

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市中ノ川球技場を廃止する。（別表第1関係）</p> <p>2. 奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール及びトレーニング室の使用料区分を変更する。（別表第3、別表第5関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市中ノ川球技場スポーツ関連施設整備事業に伴い、奈良市中ノ川球技場を廃止するため。 ・ 奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール及びトレーニング室の個人使用については、使用料の納付において磁気カードによる運営を実施しているが、磁気カードに関連する設備の老朽化により紙による使用券の発行による方式に変更するため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行									改正案								
別表第1（第2条関係）									別表第1（第2条関係）								
種別			名称			位置			種別			名称			位置		
略			略			略			略			略			略		
球技場			略			略			球技場			略			略		
			奈良市平城第二球技場			奈良市朱雀二丁目12番地						奈良市平城第二球技場			奈良市朱雀二丁目12番地		
			奈良市中ノ川球技場			奈良市芝辻町556番地の1						奈良市奈良阪球技場			略		
			略			略						略			略		
略			略			略			略			略			略		
別表第3（第5条関係）									別表第3（第5条関係）								
体育館使用料									体育館使用料								
区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			略	略	略	略	略	略				略	略	略	略	略	略
			円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
奈良市	略	略	略	略	略	略	略	略	奈良市	略	略	略	略	略	略	略	略
西部生涯スポーツセンター	トレーニング室	個人使用（1人当たり）	1回につき				500		西部生涯スポーツセンター	トレーニング室	個人使用（1人当たり）	1回につき				500	
			<u>前払回数券（8,800円分）</u>				<u>8,000</u>					<u>回数券（11回分）</u>				<u>5,000</u>	
体育館	略	略	略				略		体育館	略	略	略				略	
略	略	略	略				略		略	略	略	略				略	

現行				改正案			
備考 1～5 略 6 前払回数券は、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールにも使用できるものとする。 7・8 略				備考 1～5 略 6・7 略			
別表第5（第5条関係） プール使用料				別表第5（第5条関係） プール使用料			
区分				午前	午後		
				略	略		
略	略			円	円		
略	略			略	略		
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	個人使用 (1人当たり)	大人	2時間以内の場合	800			
			2時間を超える場合	800円に2時間を超える時間30分までごとにつき200円を加えた額			
	小人	2時間以内の場合	400				
		2時間を超える場合	400円に2時間を超える時間30分までごとにつき100円を加えた額				
					前払回数券（8,800円分）		8,000
				略			
備考 1・2 略				備考 1・2 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号。以下「第8次一括法」という。）第2条による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）の一部改正 ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号。以下「政令」という。） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 災害援護資金の貸付けについて次の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貸付けを受けようとする者が保証人を立てることができるようにする。（第14条関係） (2) 据置期間経過後の貸付利率を年1.5パーセントに変更する。（第14条関係） (3) 償還について月賦償還を追加し、引用条文の整理を行う。（第15条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・第8次一括法による法の一部改正に伴い、災害援護資金について、市町村の政策判断に基づき貸付けを行うことが可能となったため。 ・政令により、災害援護資金の償還方法が追加されたため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 福祉政策課

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還_____とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除_____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号） ・消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第34号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。（第17条関係） 2. 自動火災報知設備感知器の設置の免除要件である閉鎖型スプリンクラーヘッドの条件が一部改正されたため、所要の改正を行う。（第30条の5関係） 3. 一定要件の複合用途防火対象物の共同住宅部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備が設置できることとなったため、条例中の住宅用防災警報器等の設置免除の規定に新たな規定を加える。（第30条の5関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法が一部改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改正されたことによる語句の整理を行う。 ・省令改正に伴い、消防設備の設置免除基準等を改正する必要性が生じたため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 予防課

奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(避雷設備) 第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u></p>	<p>(避雷設備) 第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標</u></p>
<p><u> </u>に適合するものとしなければならない。</p>	<p><u>う。）</u>に適合するものとしなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(設置の免除)</p>	<p>(設置の免除)</p>
<p>第30条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p>	<p>第30条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p>
<p>(1) 第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p>	<p>(1) 第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>種別が1種 </u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p>
<p>(2)～(5) 略</p>	<p>(2)～(5) 略</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) <u>第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p>
<p>(6) 略</p>	<p>(7) 略</p>